発議第4号

気候激変に伴う大災害から国民の「生命、財産」を守る緊急取組 への意見書について

上記の議案を、別紙のとおり多可町議会会議規則(平成17年議会規則 第1号)第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成30年9月3日提出

提出者 多可町議会議員 笹 倉 政 芳

賛成者 多可町議会議員 日原茂樹

気候激変に伴う大災害から国民の「生命、財産」を守る緊急取組への意見書

近年の地域環境は、乾燥地域の拡大や氷河の後退、更には異常気象の頻発、海面の上昇など、地球温暖化の影響によるものと指摘される事象が地球規模で顕在化しています。過去 100 年間で地球の気温は 0.74℃上昇し、我が国の平均気温も 1.1℃の割合で上昇しています。このままで推移すると最悪の場合、今世紀末には、前世紀末と比較して気温が 6.4℃上がり、海面が 59 センチメートルも上昇すると予測されています。地球温暖化防止に向けた取組が喫緊の課題であることは誰の目にも明らかです。

こうした環境気候変動問題等は本年7月、我が国で気温「41.1℃」の最高気温を記録し、「命を脅かす猛暑」「50年に一度、100年に一度の発生確率の豪雨」更には「過去に経験のない記録的な大型台風」が途切れることなく襲い、西日本を中心にして大災害が発生しました。平穏な日常が一瞬にして奪われ、220人を超える、かけがえのない尊い命が失われ、また多くの方々が負傷されました。(米国等世界各地においても同様です)誠に憂慮すべき事態です。気候変動が地球規模で着実に且つ、加速度的に襲って来ています。正に「国難」と言えます。同じ災害・過ちを繰り返してはなりません。

よって、多可町議会は、これまでの取組と併せて、地球温暖化に起因する豪雨災害の防止を図るため、次の事項を実現されるよう強く要請します。

記

- ①「国の総力」をもって、過去の経験では対処できない気候変動に対し、国民の生命財産を守る予防保全、事前対策等、その英知を結集し災害を防止すること。
- ②「防災庁」を創設し、災害データの分析並びに研究開発を図り、速やかな復旧復興策、特に事前防災、減災に関する技術技能に資する「研究開発拠点」とすること。
- ③「表示表現」において「地球温暖化を地球熱帯化」「温室効果ガスを環境悪化ガス」 「温暖地域を亜熱帯地域」に改め今日の緊急事態に相応しい危機感を想定する表示表 現にし、社会の意識啓蒙を図ること。
- ④「森林の災害外力」に対する強靭性を高め、局地的な豪雨等においても、下流域に甚大な被害を与えないよう、山腹崩壊や土石流等山地災害被害を防止・軽減する為、事前防災への取組に対しても施策を重点的に拡充拡大していくこと。
- ⑤「地球温暖化対策」において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対 策譲与税を新たに創設し、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月3日